医療計画の見直しのポイント

(1) 住民・患者の視点尊重

- 視点の変更
 - ・・・医療提供者の視点 から 住民・患者の視点 へ
- 積極的な情報提供
 - ・・・広告規制の漸進的緩和から広範網羅的な情報提供

(2) 質が高く効率的で検証可能な体制へ

- 量 から 質の充実 へ
- 総病床数管理的側面の重視 から

4疾病及び5事業に代表されるより詳細な事業内容

○ 規制や財政面の誘導 から

積極的な医療情報の提供による誘導 へ

(3) 官から民へ、国から地方へ

- 官から民へ
 - ・・・社会医療法人の新設
- 国から地方へ
 - ・・・地方分権の流れ推進・都道府県知事の責務の明確化

医療連携体制を構築し医療計画に明示

【医療法第30条の4第2項第2号】

4疾病

同項第4号に基づき省令で規定)

- 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に<u>広範かつ継続的な医療の提供が必</u>と認められる疾病として<u>厚生労働省令で定める</u>ものの治療又は予防に係る事業に関する事項
- ・がん
- : 脳卒中
- 急性心筋梗塞
- 糖尿病

5 事業[=救急医療等確保事業]

同項第5号で規定)

- → 医療の確保に必要な事業
- 救急医療
- ・災害時における医療
- ・へき地の医療
- 周産期医療
- 小児医療(小児救急医療を含む
- ・上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と・認める医療・・・・・・

医療計画作成指針について

- 平成18年2月の通知は、各都道府県が新たな医療計画作成に向けて早めに準備できるよう、「医療計画の見直し等に関する検討会」の中間まとめに基づき、計画作成過程及び計画記載事項を示したもの。
- 新たな作成指針は、当該通知をほぼ反映させたうえで、基本方針等を踏まえてさらに 必要な事項を追加するもの。

